平成２３年（フ）第６３９５号
大阪府八尾市光南町２丁目２番36号　藤幸マンション102号
債務者　高　二三子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９７号
大阪市住之江区御崎１丁目10番６号　ＵＳマンション101号
債務者　大津留　貢
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４００号
大阪府豊中市桜の町４丁目６番27―402号
債務者　平野智恵子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０１号
大阪府寝屋川市石津南町８番７―401号、前住所大阪府寝屋川市国松町35番11号
債務者　木本　純子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０２号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番19号　カーサ田中305号
債務者　下條みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０３号
大阪市住之江区粉浜西１丁目９番10―305号
債務者　服部　貴子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０号
静岡県富士市松岡1474番地の１
債務者　池田　忠好
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５１号
北海道標津郡中標津町西８条南１丁目５番地６
債務者　合田　樹里
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２５３号
釧路市芦野２丁目17番11号
債務者　阿部　智則（旧姓長崎）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
石川県羽咋郡宝達志水町出浜へ80番地
債務者　米澤　弘一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４７号
石川県羽咋郡宝達志水町出浜へ80番地
債務者　米澤　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４８号
石川県羽咋郡宝達志水町出浜へ80番地
債務者　米澤佐知子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１８９１号
横浜市青葉区市ケ尾町1154番地２　911
債務者　児玉　正史
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５１号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅４棟107号
債務者　相田　荘三
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７５号
横浜市緑区鴨居町2542番地　串田荘202号
債務者　末松　正久
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８６号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟1207号
債務者　渡邊　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部